

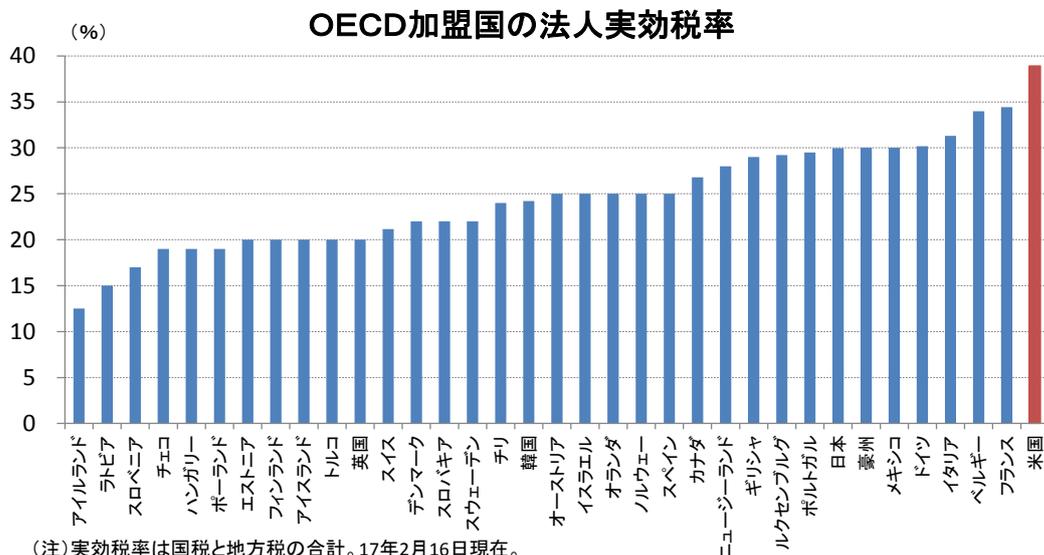
# Weekly エコノミスト・ レター

## 法人税制改革論議が本格化 —注目される国境調整税(BAT)の行方

経済研究部 主任研究員 窪谷 浩  
(03)3512-1824 kubotani@nli-research.co.jp

1. 米国では法人税率が他国に比べて高いほか、海外子会社からの配当等についても米国で課税される全世界所得課税となっていることから、多国籍企業が本社を海外に移したり、巨額の利益が海外に滞留する要因と広く認識されている。このため、法人税制改革の必要性については共和党、民主党を問わず共有されてきた。
2. トランプ大統領、議会共和党ともに選挙期間中から法人税制改革を唱えており、法人税の簡素化や法人税率引き下げの方向性では一致している。
3. 一方、下院共和党の法人税制改革案は、これまでの全世界所得課税方式の法人所得税を廃止し、新たに仕向地主義キャッシュフロー課税に変更する抜本的な改革となっている。この中では、国境調整の仕組みとして一般的な付加価値税（VAT）などの間接税ではなく、直接税である国境調整税（BAT）で徴収しようとして企図しており、様々な物議を醸している。
4. BATは、法人税率引き下げの財源が確保できるほか、多国籍企業の立地戦略で法人税率の影響を受け難いことや、貿易赤字の減少が見込まれている。一方、輸入物価高を通じて国内消費に影響するほか、WTO規定違反で外国から相殺関税を賦課される可能性がある。さらに、急激な通貨高が生じることから国際資本市場が不安定化するリスクが指摘されており、今後の動向が注目される。

(図表1)



(注)実効税率は国税と地方税の合計。17年2月16日現在。  
(資料)OECDよりニッセイ基礎研究所作成

## 1. はじめに

米国では、海外に比べて法人税率が高いことに加え、海外子会社等の配当に対しても米国で課税される全世界所得課税が採用されている。このため、高い税率を避けて低税率国に本社を移転する動きがみられるほか、課税を逃れるために海外で得た利益が米国に還流しないなどの問題が指摘されてきた。

トランプ大統領および議会共和党共に、法人税制改革を選挙公約として掲げており、法人税の簡素化や、法人税率の引き下げなど多くの点で一致している。しかしながら、税率の引き下げによって問題を解決しようとするトランプ大統領案に比べて、ライアン下院議長を中心に作成された下院共和党案では、単純な法人税率の引き下げだけでなく、全世界所得課税方式である現在の法人所得税を廃止し、消費地で課税する仕向地主義のキャッシュフロー課税への転換を目指しており、トランプ氏の案に比べてより抜本的な改革内容となっている。

また、仕向地主義課税で一般的な付加価値税（VAT）では、二重課税の回避から輸出品に課税されていたVATが還付される一方、輸入品にはその消費地でVATが適用される国境調整が行われる。下院共和党案では、一般的なVATに代わり直接税として課税所得から輸出分を除く一方、輸入分を加えることで調整する国境調整税（BAT）を導入するとしており、様々な物議を醸しだしている。

本稿では、米法人税が抱える問題点について確認した後、国境調整税について解説している。結論から言えば国境調整税を下院共和党案通りに採用される可能性は低く、今後修正論議が本格化しようというものである。

## 2. 米法人税制の問題点

米国の法人税率は、主要国に比べて高い。OECD加盟国で国税と地方税を合わせた実効税率を比較すると、米国が38.9%と最も高くなっている（前掲図表1）。これは、米国が国税を86年以降35%に維持する一方、米国以外のOECD加盟国では段階的に法人税率を引き下げていることによる。実際、これらの国の平均税率は86年には47.2%と米国より高かったものの、足元では24.8%と米国を下回る水準に低下している。

また、米国内法人の課税対象は、米国内源泉所得だけでなく米国外源泉所得も対象となる全世界所得課税であり、海外子会社の配当等にも米国の税率が適用される所に特徴がある。このため、海外子会社の配当等を米国に還流させる際には米国の法人税率（35%）と現地の税率との差額について徴税される。その結果、米多国籍企業は課税を回避するために海外利益を滞留させる傾向があり、その額は2兆ドルを超えるとみられている。

一方、日本も含めた主要国は、海外利益に対して自国の法人所得税が免除される源泉国課税を採用しており、全世界所得課税は米国を含めたごく一部の国に限られているため、高い法人税率と併せて米企業の立地戦略に影響を与えていると考えられる。実際、ポール・ライアン下院議長と下院歳入委員会のケビン・ブレイディ委員長が昨年6月にまとめた税制改革案（「A B E T T E R W A Y」）では、1960年に多国籍大企業20社のうち17社が米国に本社を置いていたのに対し、2015年は20社のうち、僅か6社しか米国に立地していないと指摘している。

このような米法人税制が抱える問題については、共和党、民主党ともに認識は共有されている。実際、民主党のオバマ前大統領は17年度予算教書でも、法人税率の28%への引き下げや多国籍企業が海外で得た利益に対して米国内（35%）より低い19%を適用するほか、1回限りの措置として滞留した利益を米国内に還流する場合に14%の税率を適用することを提案していた<sup>1</sup>。

トランプ大統領も、選挙期間中から法人税率を15%に引き下げることや、米企業の海外利益については米国内に還流されたものとみなして10%課税する案を提案しており、これらはオバマ前大統領と同様のアプローチとも言える。

一方、前出の下院共和党案では課税ベースの変更を含む抜本的な改革を目指しており、トランプ大統領とアプローチが異なっている。今後の税制改革論議では、上下院で過半数を獲得した議会共和党の動向が鍵を握っており、下院共和党の税制改革案をたたき台にして議論が本格化するとみられる。次章では、下院共和党の法人税制改革案について確認しよう。

### 3. 下院共和党の法人税制改革案

#### (1) 税制改革案の内容：従来の法人所得税を廃止し、仕向地主義キャッシュフロー課税に変更

下院共和党の税制改革案では、全世界所得課税方式の従来の法人所得税を廃止し、課税ベースを消費国で課税する仕向地主義に変更するほか、売上から設備投資も含めた仕入れや人件費を除いたキャッシュフローに対して一律20%課税するキャッシュフロー課税の導入が示されている。

仕向地主義キャッシュフロー課税では、海外に生産拠点を移しても国内に輸入する場合に課税される一方、国内生産でも海外に輸出すれば税負担を負わない仕組みとなっており、法人税率が企業の立地選択に影響しない。また、移転価格の操作による利益移転が生じないメリットがあるとされている。ちなみに、同改革案では、海外の利益に対して課税しない源泉国課税に変更する旨の記載があるが、米シンクタンクのタックス・ファンデーションは、国境調整がされ、海外で生産された製品が米国で販売された場合には課税対象となるため、実態としては仕向地課税であるとしている（図表2）。

(図表2)

国際税制分類

米国で生産	米企業が生産	米国で販売	源泉国課税	全世界所得課税	仕向地課税
はい	はい	はい	課税対象	課税対象	課税対象
はい	いいえ	はい	課税対象	課税対象	課税対象
いいえ	はい	はい	課税免除	課税対象	課税対象
いいえ	いいえ	はい	課税免除	課税免除	課税対象
はい	はい	いいえ	課税対象	課税対象	課税免除
はい	いいえ	いいえ	課税対象	課税対象	課税免除
いいえ	はい	いいえ	課税免除	課税対象	課税免除
いいえ	いいえ	いいえ	課税免除	課税免除	課税免除

(資料) Tax Policy Centerよりニッセイ基礎研究所作成

キャッシュフロー課税では、生産設備などの設備投資にかかる原価について全額を即時に損金算入できるように変更する。一方、純支払利息については控除を廃止するとしている。これは、借入れによって設備投資する場合に税制面で二重に優遇されることを排除するためだ。

<sup>1</sup> 詳細は以下のレポートを参照下さい。Weeklyエコノミスト・レター（2016年2月19日）「17年度予算教書ーオバマ大統領任期最後の予算教書。将来手に対して意欲的な提案も実現の可能性は低い」<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=52291?site=nli>

また、海外利益については、税制改革によって将来的には課税対象から外れるものの、これまで滞留した利益について、暫定措置として現金・現金同等物に対して8.75%、その他の利益に対して3.5%の税率を課して国内回帰を促すとしている。

一方、税の簡素化では、通常の課税所得の計算とは別に、代替課税所得および代替税額計算を行っていた代替ミニマム税<sup>2</sup>を廃止するとしている（図表3）。

（図表3）

### 下院共和党案の主なポイント

・企業利益ではなく、売上から設備投資も含めた仕入れと人件費を除いたもので定義されるキャッシュフローに対する課税に移行。
・キャッシュフローにかかる税率を一律20%に設定。
・パススルー事業体の税率を25%に設定。
・設備投資の全額を即時損金算入。
・純支払利息の控除を廃止。
・課税ベースから輸出金額を控除し、輸入金額の控除を否定する国境税調整の導入。
・全世界課税から源泉国課税に変更。
・代替ミニマム課税の廃止。
・海外に滞留している利益に対して1度だけ現金・現金同等物に対して8.75%、その他の利益に対して3.5%の税率を課す。

さらに、下院共和党案では仕向地主義への移行に伴う国境調整の仕組みとして一般的に活用されているVATではなく、BATの採用を目指している。次章以降でBATの概要と問題点について整理したい。

## （2）国境調整税（BAT）：売上に占める輸入比率が高い企業の税負担が大きい

BATでは、課税ベースから輸出品についてはその金額が控除される一方、輸入品については控除の対象とならないため、結果として輸入品を販売した場合には課税ベースの拡大を通じて税金が賦課されることになる。また、課税ベースの計算に際しては人件費が控除される。

ここでは具体的に、米国で100ドルの商品を販売する場合に、国産の原材料を使う場合と輸入品を使った場合の税額を計算してみよう（図表4）。同じ値段の商品でも国産の原材料を使った場合には課税ベースを計算する際に、売上から原材料費が控除される一方、輸入品を使用した場合には控除されないため、課税ベースが国産のケースでは30ドルとなる一方、輸入品のケースでは80ドルと輸入の原材料費分だけ増加する。この結果、税金は10ドル分（50ドル×20%）高くなる。

（図表4）

### 国境税調整税額比較（ドル）

	国産原材料	輸入原材料
製品価格	100	100
原材料費（国産）	50	
原材料費（輸入品）		50
人件費	20	20
課税ベース	30 (=100-50-20)	80 (=100-20)
税金（課税ベース×20%）	6	16

（資料）ピーターソン研究所“The BAT and the VAT: Similarities and Differences”（Caroline Friends氏）を参考にニッセイ基礎研究所作成

<sup>2</sup> 通常の課税所得および税額の計算とは別に、代替課税所得および代替税額（定率20%）の計算を行い、いずれか多い税額が最終的な申告納税額となる。

このように、B A Tでは売上に占める輸出比率が高い企業や労働コストの高い企業で税負担が少なく、輸入比率が高い企業で税負担が高くなる。米国では貿易収支が赤字となっていることから、B A T導入により税収増が期待されており、今後 10 年間で 1 兆ドルを超える税収が見込めるとの試算も出ている。実際、ライアン下院議長は法人税率を 20%に引き下げることによる税収減を B A Tによって相殺できると考えているようだ。

もっとも、米企業で輸入比率の高い小売大手や石油元売り大手などは B A Tの導入に反対しており、米小売大手のウォルマートやターゲットの経営者がトランプ大統領と会談し、B A Tに懸念を示すなど、影響を受ける業種でロビー活動が活発となっている。

### (3) 国境税調整 (B A T) の問題点 : W T O違反、物価高、ドル高など様々な問題が提起

B A Tについては、世界的にこれまで導入されたことはなく、経済学者や財政学者からは賛否も含め様々な議論が提起されている。まず指摘されるのが、世界貿易機関 (W T O) の規約違反問題だ。W T Oは輸入品と国産品に対して税制面で差をつけることを禁止している。V A Tでは、これらの商品に対して同一の税率が適用されるから問題はないが、B A Tでは人件費が控除される仕組みとなっていることから、控除される国産品と人件費が控除されない輸入品で税制上の扱いが異なってしまう。さらに、輸出時に輸出分の法人税が還付される仕組みは輸出補助金とみなされる可能性が指摘されており、W T Oに提訴される可能性が高い。最近のW T Oでの係争では結論がでるのに 3 年から 7 年と長期に亘る。このため、W T Oの結果を待たずに米商品に対して相殺関税 (C V T) が課せられるとの指摘も多い。

一方、経済への影響では、国内物価上昇と通貨高リスクが指摘されている。B A Tは輸入品に対して 20%の関税をかけるのと同様の経済効果があるため、輸入物価の上昇を通じて国内物価が上昇するリスクが高い。さらに、輸出品が免税されることから、輸入品に対する需要が低下する一方、輸出品に対する需要が高まる結果、ドルは上昇することが見込まれている。

B A T導入の結果、ドル相場にどの程度影響するかについては評価が分かれているものの、理論的には導入直後にドルが 25%上昇するとの見方も出ている。仮に 17 年末に B A Tが導入され、ドルが 25%上昇するとすれば、85 年のプラザ合意前にみられたドル高局面の再来が見込まれる (図表 5)。

一方、ドル高は、輸入物価を押下げる効果があり、国内物価上昇が抑制されるとの見方がある。ハーバード大学教授で、レーガン政権下の大統領経済諮問委員会 (C E A) 委員長であったマーチン・フェルドシュタイン氏は、1 月 5 日のウォールストリートジャーナル誌への寄稿で、25%の急激なドル高が進むことで、B A T導入前後で国内物価への影響は中立と主張した。

この寄稿について賛否両論出ているが、国内物価とドル高はトレードオフの関係となっており、国内物価への影響は為替相場の動向によって左右される。

(図表 5)



一方、ドル高が進行した場合には新興国の債務問題が再燃するとの指摘もある。新興国のドル建て債務は、ドル高によって自国通貨で換算した際の残高が増加してしまう。コロンビア大学のマイケル・グリーツ教授によれば、25%のドル高によって中国の政府と非金融機関を合わせた債務残高はGDP比で30%以上増加する。また、ブラジルやインドなども10%以上増加するとしている（図表6）。このため、ドルの大幅な上昇は、新興国の債務問題再燃から世界的な金融危機のリスクが高まる可能性がある。

(図表6)  
債務残高の変化(25%ドル高の影響)

国名	(1)ドル建て債務残高	(2)25%ドル高	(2)-(1)
ブラジル	116.3	128.8	12.5
中国	207.5	241.9	34.4
インド	120.0	132.0	12.0
インドネシア	50.9	56.2	5.3
韓国	143.9	166.0	22.1
マレーシア	121.9	132.3	10.4
メキシコ	68.0	75.3	7.3
南アフリカ	87.1	97.3	10.2
トルコ	94.7	104.4	9.7

(注)15年の名目GDPに対する比率。債務残高のドル建てシェアにより影響は異なる。

(資料)Michael J. Graetz "THE KNOWN UNKNOWN OF THE BUSINESS TAX REFORMS PROPOSED IN THE HOUSE REPUBLICAN BLUEPRINT"(2017年2月2日)よりニッセイ基礎研究所作成

## 4. 今後の見通し

これまでみたように、下院共和党が目指す抜本的な法人税制改革案では、仕向地主義への変更を実現するために、BATは必要不可欠な要素となっている。このため、今後もBATは法人税制改革議論の中心的なテーマとみられる。もっとも、BATは国内物価高、ドル高に加え、WTO問題と様々な問題を抱えている。さらに、前述のようにBATの影響を受ける業界団体のロビー活動も活発なため、議会共和党内でもBATが支持されるか予断を許さない状況である。筆者は為替相場の変動による世界経済への影響や世界的な貿易戦争に発展するリスクも含めて原案通りに導入される可能性は低いと考えている。

一方、トランプ大統領は、今月末にも「驚異的な」税制改革案を提示するとしており、米国家経済会議(NEC)委員長のゲーリー・コーン氏を中心に大統領案としてとりまとめの作業が行われている。トランプ政権として下院共和党案のような課税ベースの変更も含めた抜本的な税制改革を目指すのか、大きな枠組みは変更せず減税だけを行うのか注目される。

いずれにしろ、来月以降の予算教書の議会提出から18年度予算編成作業に伴い、今後政権と議会共和党で法人税制も含めた税制改革議論が本格化するため、動向が注目される。

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。